

(ストーブ)

第4条 ストーブ (移動式のものを除く。以下この条において同じ。) のうち、固体燃料を使用するものにあっては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設しなければならない。							
2 前項に規定するもののほか、ストーブの位置、構造及び管理の基準については、第2条 (第1項第11号から第13号まで及び第15号を除く。) の規定を準用する。							

別表第1 (第4条関係)

種類				離隔距離 (cm)						
		入力	上方	側方	前方	後方	備考			
ストーブ	気体燃料	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方向に集中する場合にあっては、60cmとする。
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠 べい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	
		開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7kW以下	15	15	80	4.5	
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠 べい	自然対流型	19kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周 から熱を放 散するもの	39kW以下	150	100	100	100
					機器の上方 又は前方に 熱を放散す るもの		150	15	100	15
					機器の全周 から熱を放 散するもの		120	100	—	100
					機器の上方 又は前方に 熱を放散す るもの		120	5	—	5
上記に分類されないもの					—	150	100	150	100	

- 備考1 「气体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、气体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

【解釈及び運用】

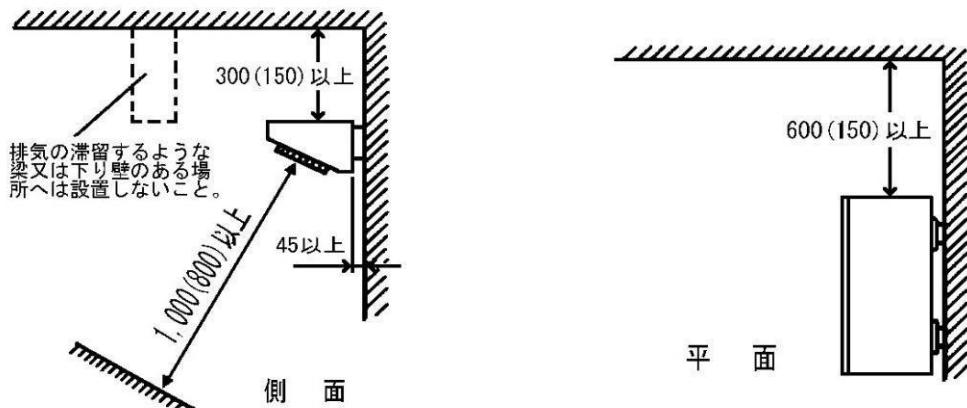
1 本条は、屋外に通じる煙突若しくは排気筒を設けたもの又は壁、天井等に固定して使用する固定式ストーブに対する規制である。

2 ストーブの設置例

ストーブと「不燃材料以外の材料による仕上げその他これに類する仕上げをした建築物等の部分」との離隔距離 (mm) の例

(1) 気体燃料を使用するストーブの設置例

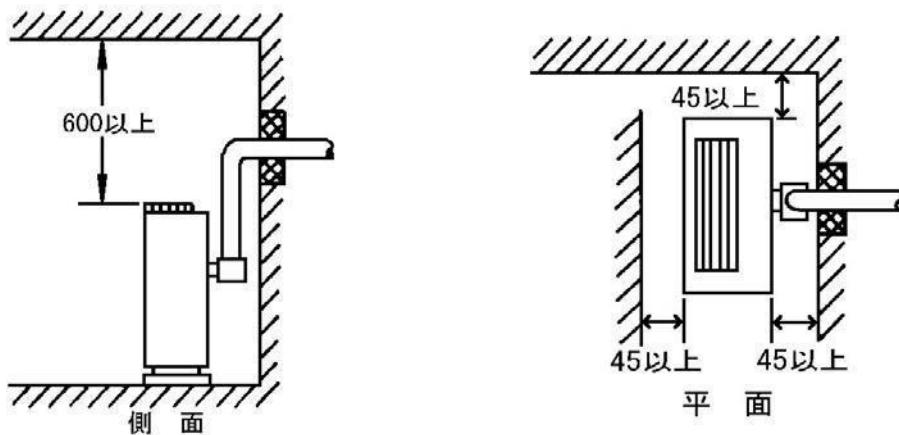
ア 開放式



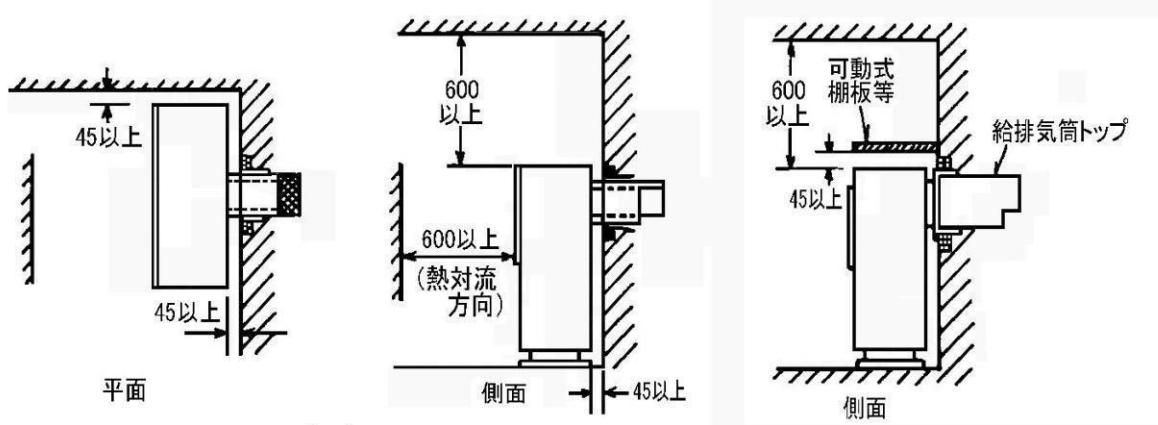
注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

イ 自然対流式

(ア) 半密閉式

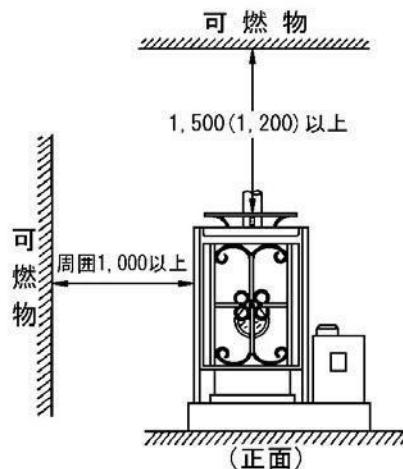


(イ) 密閉式



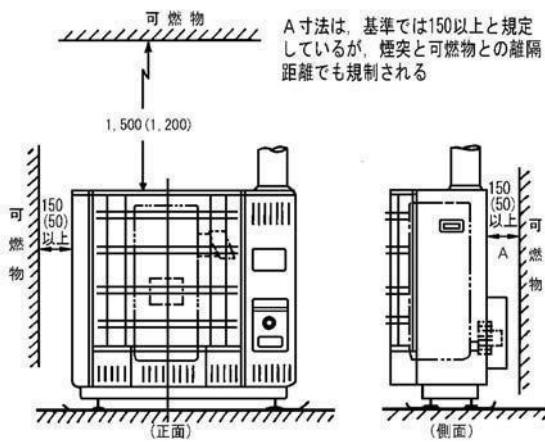
(2) 液体燃料を使用するストーブの設置例

ア 半密閉式自然対流型（機器の全周から熱を放散するもの）



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

イ 半密閉式自然対流型（機器の上方、前に熱を放散するもの）



注 () 内は、防熱板を取り付けた場合の寸法を示す。

- 3 第1項のたき殻受けは、落火を受け、取り出すときに落ちるたき殻を受けるために、通常ストーブ本体の底部又は前部に設けられているが、それは必ず不燃材料で造られたものでなければならないことを規定している。
- 4 第2項は、第2条の炉の位置、構造及び管理についての規定が、同条第1項第11号から第13号まで及び第15号才を除いて、ストーブに準用されることを規定している。暖房用等のストーブの場合、第2条第1項第6号の台の規制については、ブリキ、石綿板等で台を被覆し、かつ、ストーブとの間に有効な底面通気の距離を保つときは、可燃性の部分があつても同号に適合するものとして運用すべきである。この場合、台上に落ちた落火、灰等を直ちに取り除く等第2条第2項第1号の規定を特に遵守する必要がある。また、第2条第1項第9号についても、異常にストーブが赤熱しない場合は、ストーブ本来の目的からみて過度に温度が上昇しないものとして差し支えない。